

7 日本農業経営学会図書編集委員会規程

第1条 会則第20条の規程に従い、学術図書を刊行するための編集委員会を設け、またこの規程を定める。

第2条 会長は理事の中から編集委員長を、また会員の中から編集委員若干名を選び、理事会に報告する。

第3条 編集委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 編集委員は学術図書の編集など、図書刊行に必要な業務を分担する。

第5条 編集委員会は必要に応じ随時開催し、学術図書の編集を円滑に行うための事項を処理する。

第6条 本規程の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本規程は令和02年09月25日から施行する。